

お知らせ

Information

■今月の納税

市・県民税（2期）
国民健康保険税（3期）

納期限 8月31日(火)

市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

問い合わせ
税務課 (☎92 8239)

■人口・世帯数

(平成22年7月1日現在)

人口 67,478人
(前月比-5人)
(うち外国人登録1,006人)
(前月比-14人)

男 32,741人
(前月比+3人)

女 34,737人
(前月比-8人)

世帯数 24,438世帯
(前月比+11世帯)

■今月の「そうじゃ家族の日」

8月15日(日)

8月のイベント

- 1日** 5:00~ **暁天座禅**
 場所 宝福寺
 内容 方丈の縁側で座禅を組む。5日(木)までの毎日午前5時から。受け付けは、いずれも午前4時30分から。中学生以上が対象。小学生以下は保護者同伴
 問い合わせ 宝福寺 (☎92 0024)
- 7日** 16:30~21:30 **雪舟フェスタ** [25周年関連記事]
 場所 高梁川河川敷グラウンド
 内容 総おどりやええとこ囃しコンテスト、打ち上げ花火など
 問い合わせ 総社市民まつり実行委員会 (☎92 1126)
- 15日** 7:00~9:30 **神が辻日曜ふれあい市**
 場所 市役所駐車場
 内容 花、農作物、魚介類、加工食品などを販売。子どもを対象に、アユのつかみ取り、スーパーボールすくいがある
 問い合わせ 人権・まちづくり課国際・交流推進係 (☎92 8242)
- 21日** 14:00~15:20 **母親委員会 親子映画会**
 場所 市民会館
 内容 身体にハンディをもちながらも明るく生きる少女の姿を描いたアニメ映画『5等になりたい』を上映。入場無料
 問い合わせ 総社東中学校 (☎92 0073、秋山さん)
- 22日** 9:30~ **力石総社**
 場所 総社宮
 内容 力石を使った力だめし(午後の部は26貫を持ち上げないと進めない)。アトラクション、もち投げ、福引きなど。総社宮内でクイズやゲームを楽しむウォークラリーもある。少雨決行
 問い合わせ 力石総社実行委員会、佐野さん (☎080-4268-1402)、ウォークラリーは浅野さん (☎92 9030)
- 22日** 13:30~15:00 **市民大学講座**
 場所 市民会館
 内容 「暮らしの笑顔は食卓から」と題して、奥菌壽子さんが講演。受講料は一般2000円。文化協会会員1500円
 問い合わせ 市文化協会 (☎92 3491、総合文化センター内)
- 22日** 13:30~15:00 **市民大学講座**
 場所 市民会館
 内容 「決してあきらめない」と題して、舞の海秀平さんが講演。受講料は一般2000円。文化協会会員1500円
 問い合わせ 市文化協会 (☎92 3491、総合文化センター内)
※市民大学講座は、一般の場合2000円のチケットを1枚購入すれば、22日と29日の両日、入場可能です。

まぐらし

精霊舟の回収

お供え物や灯籠とうろうを乗せた精霊舟(盆舟)の回収を行います。精霊舟を川や水路などに流すことは禁止されています。

回収日時・場所 8月15日(日)、午後4時から9時まで。市役所駐車場東側

注意事項 ▼火災防止のため、線香やローソクなどの火は必ず消すこと ▼盆提灯は回収しません

問い合わせ 環境課美化推進係 (☎92 8338)

お墓へのお供え物は持ち帰りを

お墓へのお供え物をカラスが荒らし、周辺の住宅や田、畑にお供え物をまき散らす被害が起きています。お墓へのお供え物は、お墓参り後には持ち帰ることに協力ください。

問い合わせ 環境課環境係 (☎92 8339)

児童扶養手当の支給

父子家庭も対象に

児童扶養手当は、父または母がいないなどの状況にある児童を養育している父か母、および養育者に支給されます。ただし、前年の所得などによる支給制限があります。

また、8月1日からは、支給要件に該当する父子家庭も対象になりました。

支給要件 18歳になる日以降の最初の3月31日までの間に、ある子ども(一定の歳未満)で、次の①から⑤までの状況にある子ども。

- ① 父母が離婚
- ② 父、または母が死亡
- ③ 父、または母が重度の障がい者
- ④ 父、または母が引き続き一年以上生死不明、または拘禁されている場合
- ⑤ 母親が婚姻によらないで生んだ児童

手当の月額 児童1人の場合、4万1720円(全部支給)。児童2人の場合

5000円加算。3人目以降は3000円を加算

父子家庭への支給

▼平成22年7月31日までに支給要件に該当している人は、11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給

▼平成22年8月1日から平成22年11月30日の間に支給要件に該当した人は、11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給

▼申請が平成22年11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給

申請先・問い合わせ 子ども課子育て支援係 (☎92 8268)

児童扶養手当の現況届は8月中に

児童扶養手当を受け取っている人は、受給資格更新のため、現況届を8月2日(月)から31日(火)までに提出してください。

現況届は養育状況などを確認するものです。届け出がない場合、手当を継続して受けられなくなります。

該当者には届け出用紙を7月下旬に送付しています。

提出先・問い合わせ 子ども課子育て支援係 (☎92 8268)

特別障害者手当

障害児福祉手当

在宅で重い障がいのある人は、申請することによって、手当を受け取ることができます。いずれも所得制限などの制約があります。

特別障害者手当

障がいが重複するなど、身体や精神に著しく重度の障がいのある在宅の20歳以上の人で、日常的に特別な介護を必要とされる人が対象です。

手当額 2万6440円

(月額)

障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人が対象です。

手当額 1万4380円

(月額)

申請先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係 (☎92 8268)

特別児童扶養手当の支給と所得状況届

特別児童扶養手当は、20歳未満の身体または精神に障がいがある児童を、家庭で養育している人に支給されます。ただし、前年の所得などによる支給制限があります。

手当の月額 1級(重度) 5万750円、2級(中度) 3万3800円

▼所得状況届の提出

特別児童扶養手当を受け取っている人は、受給資格更新のため、所得状況届を8月11日(水)から9月10日(金)までの間に提出してください。

所得状況届は、養育状況などを確認するものです。届け出がない場合、手当を継続して受けられなくなります。該当者には7月下旬に届け出用紙を送付しています。

提出先・問い合わせ 子ども課子育て支援係 (☎92 8268)